

閱覽用

令和元年11月20日

第11回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第11回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年11月20日(水) 午後2時01分から午後2時50分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (18名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員 (1名)

10番 馬場 利正 委員

農地利用最適化推進委員 (1名)

27番 遊佐 幸吉 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第75号 現況確認証明申請について

第5 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第77号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第78号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第79号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認について(利用権貸借)

7 農業委員会事務局職員

事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通 農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長　これより、令和元年第11回二本松市農業委員会を開会いたします。

（宣告　午後2時01分）

議長（奥平貢市）会長　委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、18名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、10番馬場利正委員、27番遊佐幸吉委員から、欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、13番安齋栄委員、16番三浦喜周委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてではありますが、個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは、日程第4、議案第75号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第75号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和元年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・牧場、現況地目・山林、面積・38,132㎡、所有者・XXXXXXXXXX、非農地の事由・平成16年頃から耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

3番（武藤善朗）委員 議案第75号番号1について、調査内容をご報告いたします。

11月5日、事務局から遠藤局長、長谷川主任、農業委員の菅野保治さん、

推進委員の佐藤美由紀さん、私と5人で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果ですが、山林化しておりまして、非農地やむを得ないかと思えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議長（奥平貢市）会長 議案第75号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第75号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 挙手多数ですので、議案第75号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第76号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、番号2、譲渡人・[REDACTED]は相手側要望のため、番号1、譲受人・[REDACTED]、番号2、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、番号1については申請地を売買により所有権移転、番号2については贈与により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

38番（伊藤金志）委員 議案第76号番号1について、調査内容を報告いたします。

11月19日10時から譲渡人・[REDACTED]さんとご主人と譲受人・[REDACTED]さんと馬場委員と私と5人で現地にて聞き取り調査を行いました。内容については事務局説明のとおりです。何ら問題なく許可相当と考えております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第76号番号2について、調査内容を報告いたします。11月17日、譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、安齋浩一推進委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは叔父と甥の関係

で叔父の ■さんは地元に戻らないことから、農地を甥の ■さんに譲るということなので、特に問題がないため許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第76号1、2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第76号1、2については原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第77号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第77号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め

る。

令和元年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・XXXXXXXXXX、公共事業に伴い、道路用地となり減少する分の駐車場を確保するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は300メートル以内に公共施設(JR杉田駅)があるため、第3種農地の公共施設至近距離区域内農地と判断されるものであります。

番号2、申請人・XXXXXXXXXX、事後申請となります。昭和56年頃市道拡幅に合わせて整備した進入路及び昭和61年に建てた物置が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号3、申請人・XXXXXXXXXX、一時転用となります。田の形状が悪く耕作に不便であるため、公共工事で発生する残土を受け入れ農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。なお、この案件について本総会で可決となった場合は、転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、許可します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員　議案第77号番号1について、調査内容を報告いたします。

11月15日に申請人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、11月17日に推進委員・安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが住宅地で農地への影響もないため、許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

4番（佐藤勝則）委員　議案第77号2番につきまして、17日午前中に平委員とともに申請人・[REDACTED]さん宅を訪問いたしまして、現地を確認して参りました。転用理由につきまして事務局説明のとおりでありまして、昭和56年当時、市の拡張工事のために重機が入った際に自分の進入路も併せてその時整備したものでありまして、実質現況を見ますと、納屋あるいは浄化槽が設置されておりますので、やむを得ず許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

12番（中山博之）委員　議案第77号番号3につきまして、調査の内容を説明したいと思います。

今日の午前中、推進委員の渡邊久さんと私と申請人・[REDACTED]さん立ち合いのもと調査して参りました。内容につきましては事務局説明のとおりでございます。

まして、何ら問題ないと私は思っておりますので、皆様のご審議よろしくお願
いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第77号1から3について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第77号1から3について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第78号「農地法第5条第1項の規定による許可申請
について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをご覧ください。

議案第78号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和元年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]、自宅の風呂が直焚きであり、薪を置く場所が不足しているため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]・[REDACTED]・[REDACTED]、事後申請となります。昭和47年に建てた住宅の一部及び物置が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水は浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号3、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、現在、両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設排水管へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。

議案書7ページから12ページにかけてご覧願います。

番号4、貸付人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]、貸付人・[REDACTED]（相続人・[REDACTED]）

■■■■・■■■■・■■■■)、貸付人・■■■■、貸付人・■■■■、借受人・■■■■、■■■■、■■■■、一時転用となります。

商業施設用敷地造成により発生する残土置場として計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。なお、この案件について本総会で可決となった場合は、転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、許可します。

番号5、貸付人・■■■■、貸付人・■■■■、借受人・■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、一時転用となります。商業施設用敷地造成に伴い資材置場が必要であるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第1種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号6、譲渡人・■■■■、譲受人・■■■■、事後申請となります。平成28年に整備した駐車場が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第1種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号7、譲渡人・■■■■、譲受人・■■■■、事後申請となります。平成30年に購入した住宅敷地の一部が違反状態であったことが判明したため申請

します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号8、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。民間工事で発生する残土置場として計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、[REDACTED]番 [REDACTED]及び[REDACTED]番 [REDACTED]はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。[REDACTED]番及び[REDACTED]番は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地であります。仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができるかと判断されるものであります。なお、この案件について本総会で可決となった場合は、転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、許可します。

議案書14ページをご覧ください。

番号9、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、事後申請となります。昭和51年頃整備した駐車場及び物置が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号10、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、住宅地に適している申請地に宅地分譲を計画します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号11、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。土砂採取を行うにあたり搬出搬入路を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、[REDACTED]番 [REDACTED]及び[REDACTED]番は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。[REDACTED]番は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。なお、この案件について、採石法との調整が整い次第許可します。

番号12、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、岩代地域での業務効率の向上を図るため、申請地に駐車場及び資材置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号13、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、現在、住宅の建替え工事を行っていますが、当該宅地の面積が狭く駐車場の確保が困難であるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号14、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。再生可能エネルギーの普及拡大に貢献するため風力発電を計画しており、申請地は風力発電の適地であると推測されるので、風況ポールを設置し風量を調査します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 議案第78号番号1について、調査内容を報告いたします。

11月18日、現地にて譲受人の[REDACTED]さんと[REDACTED]

[REDACTED]さんから推進委員の大石さんと私で聞き取り調査を行いました

た。内容は事務局のとおりです。調査結果、第3種農地ということもあり、特に問題もないため許可相当と考えるので、ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第78号番号2について調査内容を報告いたします。こちら同日、現地にて譲受人の[]さんと[]さんと推進委員の大石さんと私とで聞き取り調査を行いました。内容は事務局のとおりです。調査の結果、顛末書も出ており、やむを得ず許可すると判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続けて報告いたします。議案第78号番号4について調査内容を報告いたします。11月20日、現地にて[]の[][]さんから現地にて私を含め35人で聞き取り調査を行いました。貸付人・[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さんからは電話にて確認をいたしまして、内容に間違いのないことでした。内容は事務局のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第78号番号5について、調査結果を報告いたします。

18日、現地にて貸付人・[]さんより内容を確認いたしました。内容は事務局のとおりです。調査結果、第3種農地ということもあり、特に問題もないため許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第78号番号6と7について、調査内容を報告いたします。

11月17日、現地にて [REDACTED] さんと [REDACTED] さんから聞き取り調査を行いました。内容は事務局のとおりです。調査の結果、顛末書も出ており、やむを得ず許可すると判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

14番（菅野一紀）委員 議案第78号番号3について、調査内容を報告いたします。11月16日午後3時より、推進委員の大石忠雄さんとともに貸付人・ [REDACTED] さん、借受人・ [REDACTED] さんと聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりであり、また二人は親子関係であります。隣接農地への影響もなく、特に問題はなく、許可適当と考えます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。なお、この案件は8月20日の農業委員会にて二本松農業振興地域整備計画の変更、除外について、許可された経緯があります。

7番（根本信康）委員 議案第78号番号8について、現地調査及び聞き取り調査のお話をしたいと思います。11月19日、貸付人・ [REDACTED] さん、 [REDACTED] さんの方はお見えにならなくて、 [REDACTED] の [REDACTED] さんとお話を伺いました。説明につきましては、事務局のとおりのお話でございました。内容については色々ございますが、一時転用とのことで許可適当かと思えます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第78号番号9について、調査内容を報告いたします。

11月17日に推進委員・安齋浩一さんとともに譲受人・[REDACTED]さんと譲渡人・[REDACTED]さんから内容を聞き取り、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。父親の代から農地の一部を使用していたとのことで、顛末書が提出されております。検討の結果、今回はやむを得ず許可をすると判断いたしましたので、ご審議よろしく願いいたします。

13番（安齋 栄）委員 議案第78号番号10について、調査内容を報告いたします。

去る16日午後、推進委員の遊佐一夫氏とともに譲受人の[REDACTED]の担当者[REDACTED]氏から現地にて聞き取り、説明を受けました。内容は事務局説明のとおりです。なお、譲渡人の[REDACTED]氏は都合が悪く、電話での確認でした。申請に間違いのないことです。隣地等の農地にも特に問題なく、許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく願いします。

1番（野地太郎）委員 議案第78号11番の調査結果を報告いたします。

11月16日午後より推進委員の堀川さんと2人で貸付人の[REDACTED]さん、借受人の[REDACTED]の[REDACTED]さんと確認をいたしました。事務局の説明のとおりで何ら問題がないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第78号12と13番について、同じ場所ですので一括で説明いたします。11月14日朝8時に譲渡人・[REDACTED]さんと譲受人・[REDACTED]さんに現地で説明を受けてきました。内容は事務局の説明のとおりです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いします。

3番（武藤善朗）委員 議案第78号番号14について調査内容を報告いたします。

11月17日、佐藤推進委員とともに貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■■■■■■■、担当課長の■■■■■■■■■■さんの立会いの下、現地にてお話を聞き、調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、特に問題がないため、許可相当と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員 4番のことなのですが、先ほど現地で説明を受けたのですが、工事が遅れた理由は何でしょうか。

事務局 4番の工事が遅れた理由ですが、■■■■■■■■■■の工事が遅れた部分でよろしいですね。

16番（三浦喜周）委員 はい。

事務局 こちらにつきましては、福島県のまちづくり条例の関係の審議で、当初2月に議案に出ていたものを、こちら一度取り下げがあったものが県の方の条例関係を全て満たしていなかったということで一旦取り下げになりまして、3月の段階で県の方に申請をしまして4月から公告を行っております。公告を行った後は、計画の縦覧、関係市町村の意見徴収、審議会の意見等の聴取を行

いまして、全ての関係法令の整合がとれたのが、この間でありまして。9月だったと思いますが、議案として総会の方に諮る状態になりまして、XXXXXXXXXXの方の農地転用が整ったという形になります。

それで、当初よりも約半年ほど関係法令の調整の関係で工期が遅れてしまったということで、土捨ての関係、残土の処分の関係で当初、XXXXXXXXXXの工業団地の方に入れるものが予定の方が若干狂っておりまして、現地の方で確認した際の土量計算が狂っていたのかなと思います。

今、三浦喜周委員からご質問がありました件につきましては、申し上げましたとおり、県の関係法令、まちづくり条例の基準を満たすために、縦覧、意見聴取等で約半年ほど工期が遅れてしまったということでございます。

16番（三浦喜周）委員 XXXXXXXXXXはXXXXXXXXXX関係で今までも県内に何か所かやっております。そのくらいのことは当然、法令は知っていたはずですが、それが、工事が遅れたから土捨て場がなくなったという理由で、二本松を甘く見ているのかわかりませんが、本来であれば絶対に通らない。というのは、6月に梅雨時期で雨が降った、9月に台風が来ましたということで工事が遅れましたということであれば違約金がとられます。そこまでちゃんと計算をして土量計算をやる、土捨て場を準備する、法令関係、縦覧など手続き関係でどのくらいかかるかというのを見越してから申請をして、何月何日までなら工事が完成しますと計画を出すのが普通であって、こんないい加減な計画を出して、当然通ると思っているのが大きな間違いであって、甘く見られていると

いうことです。

一応、その辺の部分で抜けがなければ通る議案であるのかなと思いますが、非常に残念な結果だと私個人としては思います。

議長（奥平貢市）会長 三浦喜周委員からありました意見ということで、事務局対応願いたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 そのほか、質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第78号1から14について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 挙手多数ですので、議案第78号1から14については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第79号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第79号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積

計画の決定について意見を求める。

令和元年11月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、11月29日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書20ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区17筆55,056㎡、安達地区1筆3,239㎡、東和地区2筆2,185㎡、合計20筆60,480㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の1件について申し上げます。

議案書18ページをご覧ください。

番号6、1筆、地目・田、面積・3,239㎡、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、期間・10年1ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。なお、[REDACTED] [REDACTED]は農地所有適格法人となったため、解除条件付きの賃借ではなくなっています。

利用権設定の番号1から7の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第79号1から7について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第79号1から7については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第11回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後2時50分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年11月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 安齋 栄

署名委員 三浦 喜周